

# 株式会社 昭建 一般事業主行動計画

社員がもっと子育てにかかわることができるよう環境を整備し、社員全体を含めた働き方の見直しを行い、その能力を十分に発揮できることを目的とし、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月21日 から 令和9年9月20日 までの 2年間

## 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と育児休業の対象となる有期雇用の女性社員  
それぞれについて、取得率80%以上

### <対策>

- 令和7年10月～ 定年を迎えたベテラン社員の再雇用により、フォローアップ体制の整備を行い、休業者の業務をカバーする体制により育児休業が取得しやすい環境にする
- 令和7年10月～ 子の出生を控えた社員に対する育児休業制度相談窓口の周知

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月30時間未満とする。

### <対策>

- 令和7年10月～ 管理者が労働時間をより把握しやすい勤怠管理システムの導入により、時間外労働をリアルタイムに監視し、削減のための適切な指導を行う
- 令和7年10月～ 管理者が勤怠管理システムの休暇取得情報をもとに、休日労働に偏りがいないか確認を行い、業務負担を分散する対策に講じる

目標3：社員が子の看護等のための休暇について、「始業時刻から連続せず、かつ、終業時刻まで連続しない時間単位で取得することができる」より利用しやすい制度を導入する。

### <対策>

- 令和9年 4月～ 制度導入  
社内報や説明会による社員への子の看護等休暇の制度内容変更の周知